**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（令和六年度から令和八年度までの各年度における普通調整交付金の額の算定の特例）

**第二条**　令和六年度から令和八年度までの各年度における介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（次条において「算定省令」という。）第二条に規定する普通調整交付金の額は、同条の規定にかかわらず、当該市町村の調整基準標準給付費額に当該市町村の普通調整交付金交付割合を乗じて得た額から当該市町村の介護給付等に要する費用の適正化に関する取組（介護保険法第百二十二条の三第一項の介護給付等に要する費用の適正化に関する取組をいう。次条第二号において同じ。）の状況を勘案した額を控除した額に調整率を乗じて得た額とする。

（令和六年度から令和八年度までの各年度における調整率の算定の特例）

**第三条**　令和六年度から令和八年度までの各年度における算定省令第八条に規定する調整率は、同条の規定にかかわらず、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数とする。

一　当該年度分として交付する調整交付金の総額から当該年度において各市町村に対して交付する特別調整交付金の総額を控除して得た額

二　当該年度における各市町村に係る算定省令第三条に規定する調整基準標準給付費額に新算定省令第四条に規定する普通調整交付金交付割合を乗じて得た額から当該市町村の介護給付等に要する費用の適正化に関する取組の状況を勘案した額を控除して得た額の合算額

**○農林水産省令第一号**
**経済産業省**
**国土交通省**

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の施行に伴い、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月十九日

農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | | | |
|---|---|---|---|
| 別表第二（第四条関係） | | | |
| 規定 | 事項 | 書類 | |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 法第十二条第二項 | （略） | （略） | （略） |
| | 海上運送法第十六条第一項又は第二項の規定による届出に係る部分 | 海上運送法施行規則第十五条各号に掲げる事項 | （略） |
| | | | （略） |

| 改正前 | | | |
|---|---|---|---|
| 別表第二（第四条関係） | | | |
| 規定 | 事項 | 書類 | |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 法第十二条第二項 | （略） | （略） | （略） |
| | 海上運送法第十五条第一項又は第二項の規定による届出に係る部分 | 海上運送法施行規則第十五条各号に掲げる事項 | （略） |
| | | | （略） |

**附　則**

この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。